

四段表	エイズ予防指針	指針に基づく施策	議論の視点	対応策（案）
<p><b>第一 原因の究明</b></p> <p><b>一 エイズ発生動向調査の強化</b></p> <p>エイズ発生動向調査は、感染の予防及び良質かつ適切な医療の提供のための施策の推進に当たり、最も基本的な事項である。このため、国及び都道府県等は、患者等の人権及び個人の情報保護に配慮した上で、法に基づくエイズ発生動向調査の分析を引き続き強化するとともに、患者等への説明と同意の上で行われる、病状に変化を生じた事項に関する報告である任意報告による情報の分析も引き続き強化すべきである。</p> <p>また、都道府県等は、正しい知識の普及啓発等の施策を主体的かつ計画的に実施するため、患者等の人権及び個人情報の保護に配慮した上で、地域における発生動向を正確に把握することが重要である。</p>	<p>○エイズ発生動向調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法定報告（新規感染者・患者報告）</li> <li>・任意報告（病状変化報告）</li> </ul>	<p>○感染予防及び医療体制整備の施策の推進に当たり、エイズ発生動向調査のデータの把握と分析は重要ではないか。</p> <p>○予後の傾向等を把握するため、任意報告の分析は重要であるが、報告事例が少ないのではないか。</p> <p>○地域の実情に応じた普及啓発等の施策を実施する都道府県等においても、地域の発生動向を正確に把握することは重要ではないか。</p>	<p>○現行のとおり、取組を進めるべきではないか。</p> <p>○任意報告の「周知徹底」も追加記載すべきではないか。</p> <p>○現行のとおり、取組を進めるべきではないか。</p>	

四段表	エイズ予防指針	指針に基づく施策	議論の視点	対応策（案）
<p><b>二 個別施策層に対する施策の実施</b></p> <p>国は、個別施策層に対しては、人権及び個人情報の保護に配慮した上で、追加的に言語、文化、知識、心理、態度、行動、感染率、社会的背景等を含めた疫学的調査研究及び社会科学的調査研究を、当事者の理解と協力を得て行うことが必要である。さらに、これらの調査研究の結果については、公開等を行っていくとともに、迅速に国の施策に反映させることが重要である。</p> <p>また、都道府県等においても、地域の実情に応じて、個別施策層に対し、人権及び個人情報の保護に配慮した上で、追加的に調査研究を実施することが望ましい。</p>	<p>○研究事業による情報収集</p>	<p>○国は、個別施策層に対し、受検・受療・予防行動に影響を与え得る要因を解明するための調査研究を実施することは重要ではないか。</p> <p>○個別施策層を対象とした研究の観点として、例えば男性同性愛者には「性的指向」、青少年に対しては「年齢」という要因を考慮すべきではないか。</p> <p>○都道府県等においても、適切に個別施策層対策を実施するためには、地域の実情を考慮した調査研究の実施を検討することが重要ではないか。</p>	<p>○現行のとおり、取組を進めるべきではないか。</p> <p>○新たに、「性的指向」や「年齢」等の観点において調査研究を行うことが必要であるということを追加記載してはどうか。</p> <p>○現行のとおり、取組を進めるべきではないか。</p>	
<p><b>三 国際的な発生動向の把握</b></p> <p>国際交流が活発化し、多くの日本人が海外に長期又は短期間滞在しているとともに、日本国内に多くの外国人が居住するようになった状況にかんがみ、海外における発生動向も把握し、我が国への影響を事前に推定することが重要である。</p>	<p>○研究事業での情報収集</p>	<p>○海外における発生動向が我が国への発生動向に影響を与えることが考えられることから、その影響を予測することは重要ではないか。</p>	<p>○現行のとおり、取組を進めるべきではないか。</p>	